

## 障がい学生支援の取り組み

矢倉 達夫

(関西学院大学 教務部長)

関西学院大学は、他大学に先駆けて障がいを持つ学生に対して種々のサポートを提供しており、その様子が時折新聞などで報道されています。今回、関西学院大学における支援活動の概略を紹介することによって、これらの取り組みが参考事例として生かされることを期待しています。

(注 本学では、「障害」ではなく、「障がい」という表記を全学的に行っています)

### 一 キャンパス自立支援課の設置

本学における障がい学生の受け入れは、キリスト教主義教育の理念のもとで行われ、戦前から始まる長い歴史と実

績を有しています。一九七五年には障がいをもつ学生に対して以下の三つの基本理念も定められ、障がいをもつ学生の「受け入れ」を積極的に行ってきました。

#### 基本理念

- ①人はすべて教育を受ける権利を有し、その能力に応じた教育を受ける機会をひとしく与えなければならない。
- ②本学はキリスト教主義をもつて建学の精神としている。これを身体障がい者問題という具体的現実の中で問い直し、具体化していかなければならない。
- ③学生はみずから学習する権利とともに正当な教育サービスを受ける権利を有する。身体上の障がいの故にこの学

特集・先進的な障害学生支援の取組～障害学生支援ネットワークより～



キャンパス自立支援課  
(上ヶ原キャンパス)



同 (神戸三田キャンパス)

生としての権利を享受することが損なわれることがあつてはならない。

しかし、障がい学生の受け入れを行うための全学的機能はあったものの、その受け入れの主体はそれぞれが入学した学部でした。そのため、障がい学生への対応（支援）が異なり、学生間に不公平が生じる等の問題も顕在化していました。こうした問題を解消し、かつ修学支援の充実を図るための専門部局として、二〇〇六年四月に教務部キャンパス自立支援課が設けられました。同時に支援室が上ヶ原キャンパスと神戸三田キャンパスにそれぞれ設置され、活動しています。

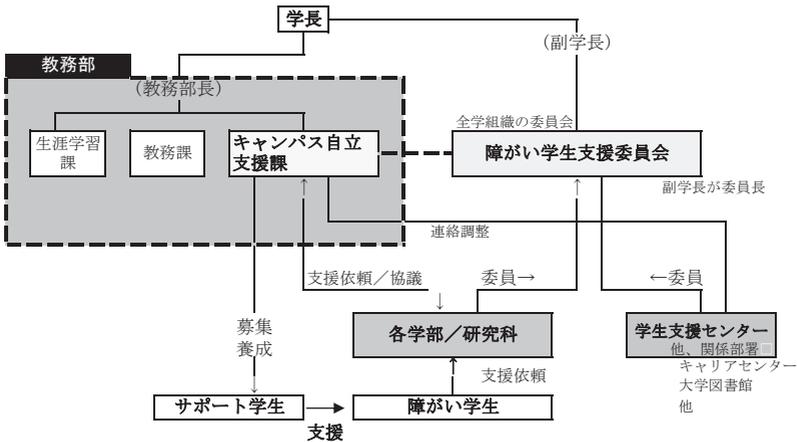


図1 関西学院大学における支援体制

特集・先進的な障害学生支援の取組～障害学生支援ネットワークより～

また、障がいをもつ学生の支援上の諸問題に対する大学の方針・方策の決定及び問題の解決に資することを目的として副学長を委員長とする「障がい学生支援委員会」が設置され、全学体制での取り組みが可能となっています。

(図1参照)

二 本学における支援制度の特徴

① 学生による障がい学生支援

障がい学生に対する支援の主体は、学生です。支援を行う学生（支援学生）はキャンパス自立支援課が募集し、キャンパスごとに養成講習を行った上で各種の支援活動のために配置しています。単なる支援にとどまらず、支援を受ける学生（利用学生）と支援学生とが交流を図ることで相互に理解を深めあうことを期待して、このような制度を定めました。また、支援のスキルをより高めてもらうためや支援学生数が安定したものとなるよう、支援学生に対し一定の報酬を支給しています。支援学生として、キャンパス自立支援課に登録している学生数は二〇〇九年度秋学期の時点で約一五〇名です。(図2参照)

② コーディネーターによる学生の状況に応じた支援の提供

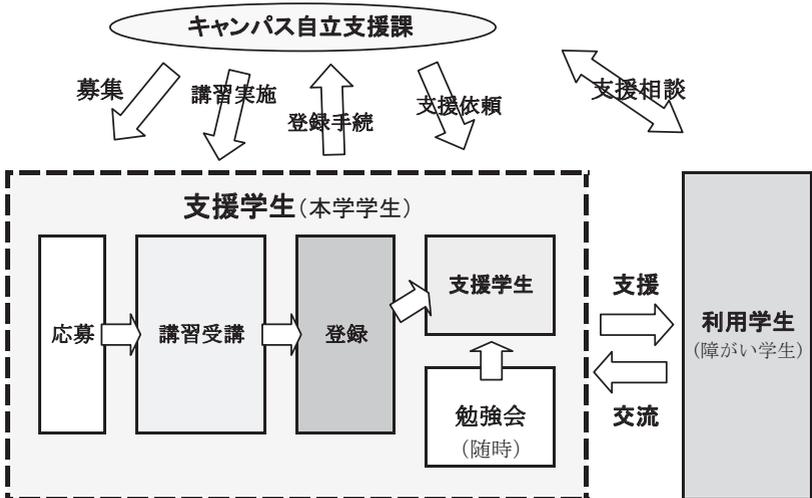


図 2

## 特集・先進的な障害学生支援の取組～障害学生支援ネットワークより～

コーディネータは、両キャンパスにそれぞれ一名配置され、障がい学生との日常的な接触や面談などを通じて一人ひとりの障がい学生の状況に合わせて自立に向けてのきめ細かい支援を行っています。また、必要に応じて学生の所属学部や関係部局の担当者を交えた協議や保護者との面談も行うなど、総合的な支援を行っています。

### 三 各種支援制度

本学では、障がいの種類に応じて下記のような支援制度を設けています。

#### (一) 聴覚障がいに対する支援

##### ① ノートテイク支援

講義の内容や教室内で起こっていることを補助者がパソコン入力あるいは手書きで伝える支援。パソコンノートテイクは、入力したものをモニター画面に表示して利用者に伝える方法ですが、情報量が手書き文字より多いため優れています。しかしパソコンで入力できないグラフや数式などがあるため、交代でパソコン入力を行う支援学生二名と手書きサポートを行う学生一名の計三名がチームを作って



教室におけるパソコンテイク

利用学生一名の授業支援にあたります。この三人体制によるパソコンノートテイク支援は本学のノートテイク制度の大きな特徴になっています。一方で手書きノートテイクのみによる支援も行っています。この支援では、話されたことを紙に書いて利用者に伝えますが、筆記量に限界があるの

で、話されたことを要約して筆記し伝えざるを得ません。筆記は二名の支援学生が交代で行っています。なお、パソコンノートテイクを利用するか、手書きノートテイクを利用するかは、利用学生の希望や授業の形態を考慮して決定しています。

##### ② ビデオ教材の字幕挿入支援

ビデオの全ての音声情報を文字に書き起こし、さらに文字起こしした音声情報を映像編集ソフトを使用してビデオの画面に字幕で表示します。



点訳用パソコンと点字プリンター（右端）

③手話

現在のところ授業には導入していませんが、講演や講習会など行う際に外部の団体に依頼（有償）して実施する場合があります。

(2) 視覚障がいをもつ学生に対する支援

①パソコンによる点訳支援

授業で使用するテキスト、プリントなどは、点字翻訳用のパソコンに文字データを入力し、点字プリンターで印字しています。

②外部への点訳委託

学内設備でパソコン点訳ができない特殊なもの、例えばドイツ語、数式、グラフ（図表）などは点訳のできる専門の外部業者に依頼しています。

③対面朗読

視覚障がいをもつ学生を対象に、支援学生が図書館の朗読室などを利用

して教科書や書物等を読み上げています（それを録音する場合もあります）。

④拡大読書器等の機器の利用

書物や資料を拡大して表示する「拡大読書器」やパソコンに表示された文字を音声で読み上げるソフトをインストールしたパソコンを必要な箇所に設置するなど、機器の整備を行っています。

(3) 肢体障がいをもつ学生に対する支援

①介助者の派遣

キャンパス内での車椅子を利用しての教室間移動やトイレットの補助を必要とする学生には、サポート学生ではなく、外部のヘルパー派遣事業所に介助者の派遣を委託しています。肢体障がい者への安全な介助は資格をもった専門家がふさわしいとの判断のもとで実施しています。

②ノート作成の代筆

筆記が困難な学生については、ノート作成の代筆を行う補助者（支援学生）をつけて対応しています

③施設・設備面の対応

施設・設備面では、車椅子の通行に支障のある段差の改修や、教室における専用機の設置等の対応を行っています。

(4) 発達障がいをもつ学生に対する支援

二〇〇六年度秋学期から新たに支援の対象とし、必要な対応を行っています。支援を適切に行うために外部の専門家やスーパーバイザーとして依頼してコーディネート活動を補完しています。また要支援学生がコーディネータに修上の悩みなどをいつでも相談できるような環境と体制の整備を図っています。具体的には以下のような手順で支援を行っています。

①当該学生・保護者から、修学上困難を感じていることなどについてヒヤリングを行う。

②授業担当者から授業の状況や授業現場での問題点などについてヒヤリングを行う。

③ヒヤリングの結果に基づき、学生が所属する学部及び関係部課と連絡会をもち、必要な支援を検討して実行する。

しかし発達障がいをもつ学生の支援では、現場の授業担当者が担う役割が大きなものとなるため、多くの関係部課や機関との連携をとりながら時間をかけて徐々に進めていくことが必要であると考えられるなど、いまだ多くの検討しなければならない課題が残されているのが実情です。発達障がいの学生に対する修学支援に際しては、医学や心理

学の知識も必要であるため、学生の保健に責任を持つ部署（本学では保健館）とも連携した委員会を設けて適切な支援方法の開発に向けての協議を開始しています。

#### 四 結び

施設や組織・体制については、いまだ不十分ながらも基本的な要請を満たす水準に近づいています。今後とも、よりよい環境の構築を目指して努力を継続する予定です。

障がい学生に対する修学支援は、専任職員や専門家のチームによる組織的な支援体制の下で、学生同士による助け合いの精神を基本としながら行っています（ピア・サポート）。このような支援活動に参加することによって、支援学生自身の人間的な成長が著しく促進される例が多く見られています。支援する学生と支援される学生との相互の交流を通じて、本学のスクールモットーである“Mastery for Service”（奉仕のための練達）を体現する人材の育成にも役立っています。